

【障害者福祉サービス】重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

- ※ 本事業所では、利用者様に対して障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援（*地域生活支援事業））を提供します。当サービスの利用は、原則として給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆◆◆◆ 目次 ◆◆◆◆◆

◇1. 事業者1
◇2. 事業所の概要1
◇3. 事業実施地域及び営業（またはサービス提供）時間1
◇4. 事業所の職員体制2
◇5. サービス内容2
◇6. 利用料金3
◇7. お支払方法4
◇8. サービスの利用（終了）方法4
◇9. サービス実施に当たっての留意点5
◇10. サービス実施の記録について6
◇11. 緊急時における対応方法6
◇12. 個人情報の取り扱い6
◇13. 損害賠償保険の適用7
◇14. 苦情等の受付について7
◇15. 虐待の防止について7

株式会社ぴーすけあ・ホームヘルプセンター

神奈川県横須賀市根岸町 3-14-25 グレイス 5 101・102 号

TEL : 046-874-5237 FAX : 046-874-5238

- 当事業所は横須賀市の指定を受けています。

【横須賀市指定 事業所番号 1411901232】

【移動支援 事業者番号 1461910547】

1. 事業者

(1)	法人名	株式会社ぴーすけあ
(2)	法人所在地	〒239-0807 神奈川県横須賀市根岸町3丁目14番地25 グレイス5 101
(3)	電話番号	046-874-5237
(4)	代表者氏名	代表取締役 武藤 優子
(5)	設立年月日	平成22年12月8日

2. 事業所の概要

(1)	事業所名	株式会社ぴーすけあ・ホームヘルプセンター
(2)	所在地	〒238-0807 神奈川県横須賀市根岸町3-14-25 グレイス5 101・102号
(3)	指定事業所	① 居宅介護：横須賀市指定 事業者番号 1411901232 (平成23年4月1日) ② 重度訪問介護：同上 ③ 同行援護：同上 (平成23年10月1日) *令和5年10月1日指定更新 ④ 行動援護：同上 (平成29年1月1日) *令和5年1月1日指定更新 ⑤ 移動支援：神奈川県横須賀市 及び 横浜市 事業者番号 1461910547 (平成23年6月1日)
(4)	電話・FAX	・電話：046-874-5237 ・FAX：046-874-5238
(5)	管理責任者	丸岡 篤司
(6)	開設年月日	平成23年4月1日 (令和5年4月1日指定更新)
(7)	第三者評価の実施状況	なし

3. 事業実施地域及び営業（またはサービス提供）時間

(1)	事業実施区域	通常の実施区域： 横須賀市、三浦郡葉山町、三浦市、横浜市(金沢区・港南区)
(2)	営業日（時間）	①営業日：月曜日～土曜日 *祝日及び12月31日から1月3日を除く ②営業（受付）時間：9:00～17:00 *上記営業日（時間）以外も転送電話、留守番電話等で連絡は可能な体制をとっています。
(3)	サービス提供時間	① 通常：7:00～20:00 時間外は応相談 *サービス計画による

4. 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	常勤換算 (* 1)	指定基準
管理者	1名			1名
サービス提供責任者	9名	3名	10.5名	2名
訪問介護員				
(1) 介護福祉士	14名	15名	17.5名	
(2) 介護職員実務者研修 (ヘルパー1級)	1名	3名	2.0名	
(3) 介護職員初任者研修 (ヘルパー2級)	2名	18名	7.2名	
訪問介護員計	18名	34名	26.7名	2.5名
同行援護従事者研修 (*2)	11名	13名		
行動援護従事者研修修了者 (*2)	6名	9名		

* 1) 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

* 2) 訪問介護員と兼務です。

5. サービス内容

(1) 居宅介護

1) 身体介護

①	入浴介助	全身浴、部分浴、シャワー浴の介助をします。
②	着脱介助	衣服の着脱を介助します。
③	清拭	全身や身体の部分を清拭します。
④	洗髪	頭髪、頭皮をシャワー等で洗います。
⑤	排泄介助	排泄時の介助やおむつ交換をします。
⑥	食事介助	食事の介助や見守りをします。
⑦	通院介助	通院時の介助（ただし利用者が指定した交通機関を使用）をします。
⑧	その他必要な身体介護	その他、移動、体位交換など必要に応じて適切な介助をします。

2) 家事援助

⑨	調理	利用者の嗜好、疾病、身体状況を考慮した調理をします。
⑩	買物	利用者から依頼された買い物をします。
⑪	洗濯	衣類の洗濯や寝具の乾燥収納を行います。
⑫	掃除	利用者の居室等を掃除します。
⑬	食事のセッティング	食事の配膳をします。
⑭	その他必要な生活援助	その他必要に応じて適切な生活援助を行います。

3) 通院等乗降介助

①	通院等乗降介助	車両等を使っての移動サービスを行います。
---	---------	----------------------

(3) 重度訪問介護

①	重度訪問介護	生活全般(身体、家事、移動、他)の連続的な支援をします。
---	--------	------------------------------

(4) 同行援護

①	同行援護	視覚障害者の移動介助を行います。
---	------	------------------

(5) 行動援護

①	行動援護	行動に困難を伴う方の主に移動介助を行います。
---	------	------------------------

(6) 移動支援

①	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
---	------	----------------------

(7) その他のサービス

①		介護相談	介護、介護用品、住宅改修等、介護に関する事柄全般についての相談に対応します。
---	--	------	--

6. 利用料金

(1) 利用者負担額

5のサービスのご利用負担額に対しては、支援費が支給されます。費用総額及び利用者負担額（費総額から支援費を減じた金額）の詳細は別紙料金表の通りです。また、支援費は本事業所が代理受領致しますので、受給者証の記載内容に基づき、ご利用者負担額（*）をお支払頂きます。

*利用者負担額は市町村が上限を定めており、サービスの利用状況により月々の負担額が変わることがあります。本事業所が代理受領した給付費等は利用者へ通知致します。

***利用料金は本重要事項説明書 奥付の「びーすけあ・ホームヘルプセンター障害福祉サービス料金表」の通りですが、加算関係では「特定事業所加算」及び「処遇改善加算Ⅰ」「特定処遇改善加算」が適用されることにご留意下さい。**

①複数ヘルパーによる介護

ご利用者様の同意のもと、2人のヘルパーでサービスを提供した場合は2倍のご利用者負担額を頂きます。

②自費による場合

障害者総合支援法による公的な給付を受けない場合については「びーすけあ・ホームヘルプセンター料金表」をご参照ください。

② その他加算について

利用料金の加算（早朝、深夜、緊急、初回、等）については別紙料金表の通りです。

(2) 交通費

前掲3(1)の事業実施区域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は電車バス等を使用した場合はその実費、車を使用した場合は燃料費として次の費用がかかります

※通常の事業の実施地域を越えてから、1km毎に 50円

(3) キャンセル料金

前日までのキャンセル：無料とします。

当日のキャンセル：1000円を請求させていただきます。

*訪問介護員が既に移動を始めている場合は往復交通費が加算されます。

*ただし利用者の容態の急変など、緊急かつやむを得ない場合請求致しません。

7. お支払方法

毎月、当月分の利用料金の合計金額(当月1日～当月末に係る前項6の合計金額)を翌月の15日頃までに請求書として提出致しますので、翌月月末までに次の方法でお支払いをお願い致します。

- ① 現金支払い
- ② 口座自動引き落とし(ご希望の場合は別途、申請用紙を差し上げます)

8. サービスの利用(終了)方法

(1) 電話での問い合わせ

まずは、当事業所にお電話でお問い合わせ下さい。当社職員がご説明に伺います。説明には一切の費用はかかりません(無料)。当事業所と契約して頂くのは説明を聞いて頂き、お申込み頂いてからになります(もちろん、お断りして頂いても結構です)。

(2) 契約及び居宅介護計画の作成

前項(1)で正式なお申込みをして頂いた後に契約書と居宅介護計画書を作成いたします。契約書の調印は本重要事項説明書、契約書、居宅介護計画書、その他関係書類とサービス提供内容全般について利用者様と当事業所、双方が合意した場に行います。双方が合意に達しない場合は契約が成立しない場合がありますのでご了承ください。

(3) サービスの開始

前項(2)の居宅介護計画書に基づき、居宅介護員を派遣しサービスを開始致します。開始の日程については、利用者様及び関係各所と調整を行い日程を決定致します。

(4) サービスの停止

① 利用者様の都合でサービスを終了する場合

2週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社都合でサービスを終了する場合

原則当社都合でサービスを終了することはありませんが、人手不足、職員の傷病、天変地異、その他不測の事態が原因でやむを得ずサービスを終了させて頂く場合があります。その場合

は原則 1 カ月前までに文書で通知致します。

③ その他

当事業所が正当な事由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、社会通念を逸脱する行為を行った場合、破産した場合等は契約者（利用者様）は文書で通知することによりサービスを終了することができます。これらの詳細は契約書第 10 条を参照下さい。

9. サービス実施に当たっての留意点

(1) 派遣するホームヘルパーについて

サービス提供時に担当のホームヘルパーを決定します。ただし実際のサービス提供は担当ヘルパーだけでなく、複数のホームヘルパーが交代してサービスを提供する場合があります。この場合は予め利用者様またはそのご家族にその内容を説明すると共に、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮致します。

(2) 提供するサービス内容について

提供するサービスは前掲「居宅介護計画書」に基づいて行います。実際の運用については利用者様の居宅時の状況・事情・意向等に十分配慮して行います。居宅時に利用者様の体調等の理由で予定していたサービスを実施できない場合は利用者様またはご家族の同意を得てサービス内容を変更します。この場合の利用料金は変更したサービスの内容と時間に応じた金額になります。

(3) サービスに必要な備品・消耗品・水道・熱源

サービスに必要な備品（例、介護用具、調理器具、洗濯機、他）・消耗品（例、タオル、オムツ、他）・電気・ガス・水道等は無償で使用させていただきます。

(4) 発生する廃棄物について

サービスの実施過程で発生する廃棄物（例、排泄時の使用済みオムツ、調理時に発生した生ごみ、他）は家庭内の置き場までの集積まで当事業所のホームヘルパーが行いますので、それ以降の処分（廃棄物の集積場までの運搬他）は利用者様にて対応（ただし、サービス提供時間内で対応可能な場合はお申し付け下さい）対応お願い致します。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーはサービスの実施に当たって次の行為は禁止されています。

①医療行為

②利用者様またはご家族の金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり

③利用者様またはそのご家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者様のご家族等に対するサービスの提供

⑤利用者様宅における飲食（移動介護において利用者様の同意を得て一緒行う場合を除く）、飲酒、喫煙

⑥身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（利用者様または第三者の生命または身体を保護するために緊急的に行う場合を除く）

⑦利用者様またはご家族に対して行う宗教・政治・営利活動及びその他迷惑行為

(6) 利用の中止、変更、追加

気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

10. サービス実施の記録について

(1) 記録の実施

当事業所では実施したサービス提供毎に実施日時及び実施したサービス内容、申送り事項等を記録し、従業員等の連携や適正なサービス内容の検討に活用いたします。

(2) 記録の保管・開示

上記(1)の記録は、利用者様の要請によりその関係する記録について、いつでも内容を開示致します。

(3) サービスに関連する記録一式は関係法令に基づいて適切に管理し、完結の日から5年間保管します。

11. 緊急時における対応方法

(1) 緊急連絡網の作成

サービスの提供時に利用者様の様態に変化があった場合や火災等不慮の事態に備え、予め「居宅介護計画書」とともに緊急連絡網を作成しておきます。緊急連絡先は概ね次の通りです。

①主治医、②ご家族、④病院、警察署、消防署、⑤その他関係官庁

(2) 緊急連絡

上記の緊急事態が発生した場合は緊急連絡網に従って関係各所に速やかに連絡します。

(3) 災害発生時の対応

サービス提供中、または当日のサービス提供直前においての大規模災害発生時には、「株式会社ピーすけあ 防災及び非常災害時対応マニュアル」に基づき、行動いたします。

利用者及び、介護員の身の安全を第一とし、情報の収集を図るとともに適切な対応を講じます。

12. 個人情報の取り扱い

(1) 守秘義務

個人情報については「個人情報の保護に関する法律」に基づいて厳正な管理を行い、決して第三者に漏洩するこのないように致します。

(2) 個人情報の使用について

上記(1)の通り、原則は非開示ですが、次の場合に限り必要最小限の範囲で個人情報を使用させて頂く場合があります。

ア) 使用範囲

①居宅介護計画に従って円滑にサービスを提供するために実施される当事業所の担当者会議、及び関係各所との連絡調整連携に必要な場合

②利用者様が障害関係の施設等に入所される場合、これに伴う必要最小限の情報提供

イ) 使用する期間

契約書で定める期間とします。

ウ) 条件

①個人情報の使用は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外にもれることのないよう細心の注意を払います。

②個人情報を使用した会議等においては、出席者、議事内容等を記録しておきます。

1 3. 損害賠償保険の適用

当事業所では損害賠償保険に加入していますので、サービス提供中に利用者様を含めた第三者や財物に発生した損害については損害賠償保険が適用されます。

1 4. 苦情等の受付について

(1) 当事業所での受付

サービス内容、サービス提供中に発生した問題、当事業所そのものへの不満、その他の苦情、利用料の支払い手続き、当事業所で保管する利用者様の個人情報（利用記録等）の開示については次の相談窓口で受付対応致します。

●受付相談窓口 TEL046-874-5237 FAX046-874-5238

担当者) 丸岡 篤司

●受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関での受付

●横須賀市福祉部障害福祉課

所在地) 横須賀市小川町1-1 電話) 046-822-9488 (代表)

受付時間) 8:30～17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。)

●かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局

所在地) 横浜市神奈川区反町3丁目17-2 神奈川県社会福祉センター内

電話番号) 045-311-8861

FAX番号) 045-312-6302

電子メール) tekisei@knsyk.jp

1 5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 丸岡 篤司
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

令和 年 月 日

障害福祉サービスの提供開始に当たり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を致しました。

事業者

住 所 神奈川県横須賀市根岸町3丁目14番地25 グレイス5 101

名 称 株式会社ピーすけあ

事 業 所 株式会社ピーすけあ・ホームヘルプセンター

事業所住所 横須賀市根岸町3丁目14番地25 グレイス5 101・102号

説明者 所属 ホームヘルプセンター

氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から障害福祉サービスについての重要事項の説明を受け内容に同意し、交付を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その代筆を行いました。

代 筆 者 住 所 : _____

代 筆 者 氏 名 : _____

続 柄 : _____

株式会社びーすけあ・ホームヘルプセンター
障害福祉サービス料金表(1) 居宅介護

1. 居宅介護(身体介護、通院等介助、家事援助、通院等乗降介助) 費用

令和6年6月1日

種別	内容	時間	単位	単価	費用総額	公費負担額	利用者負担額	
基本額 (A)	・身体介護 ・通院等介助 (介護伴う)	30分未満	256	10.72	2,744	2,470	274	
		30分以上1時間未満	404	10.72	4,330	3,897	433	
		1時間以上1時間30分未満	587	10.72	6,292	5,663	629	
		1時間30分以上2時間未満	669	10.72	7,171	6,454	717	
		2時間以上2時間30分未満	754	10.72	8,082	7,274	808	
		2時間30分以上3時間未満	837	10.72	8,972	8,075	897	
		3時間以上	921単位 + 83単位/30分					
	・家事援助	30分未満	106	10.72	1,136	1,023	113	
		30分～45分	153	10.72	1,640	1,476	164	
		45分～1時間	197	10.72	2,111	1,900	211	
		1時間～1時間15分	239	10.72	2,562	2,306	256	
		1時間～1時間30分	275	10.72	2,948	2,654	294	
		以後15分増すごとに加算	311単位 + 35単位/15分					
	・通院等介助 (介護伴わず)	30分未満	106	10.72	1,136	1,023	113	
		45分～1時間	197	10.72	2,111	1,900	211	
		1時間～1時間30分	275	10.72	2,948	2,654	294	
		以後15分増すごとに加算	345単位 + 69単位/30分					
	通院等乗降介助	1回につき	102	10.72	1,093	984	109	
	加算額	特定事業所加算 I (B)	B = 基本額 (A) × 20%					
		処遇改善加算 I (C)	C = (A+B) × 41.7%					
	対応時 加算額	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合	所定単位数 × 25%				
深夜加算		深夜(22時～翌6時)に訪問した場合	所定単位数 × 50%					
初回加算		初回サービス時の加算	200	10.72	2,144	1,930	214	
上限額管理加算		月1回	150	10.72	1,608	1,448	160	
緊急時加算		利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合	100	10.72	1,072	965	107	
	2人の訪問介護員によるサービス提供	所定単位数の200%						

* サービス提供場所が実施地域を超えた場合、交通費(3. 交通費、参照)が発生します。

2. 障害福祉給付枠外のサービス(自費等によるサービス)

項目	内容	利用者負担額
身体介護 相当サービス	自費サービスや支給決定量を超えてサービスを利用したい場合など、障害福祉サービス給付枠外のサービス料金です。	1の費用総額 (A+B+C+対応時加算)と同額
家事援助 相当サービス	同上	2500円/時間
加算	早朝・夜間・ 深夜・初回・ 緊急時・2人対応	1の加算(早朝・夜間・深夜・ 初回・緊急時)と同じ。

3. 交通費

当事業所の通常の事業の実施地域(*)にお住まいの方は無料ですが、
それ以外の地域にお住まいの方は次の交通費がかかります。

- ①電車バスの場合 : 通常の事業の実施地域を超えた分にかかる電車バス料金等の実費
- ②自動車の場合 : 通常の事業の実施地域を越えてから、概ね1km当り 50円(片道)
- (*) 通常の事業実施区域 : 横須賀市、三浦市、三浦群葉山町、横浜市(金沢区・港南区)

株式会社ピーすけあ・ホームヘルプセンター
障害福祉サービス料金表（２）重度訪問介護

1. 重度訪問介護 費用

令和6年6月1日

種 別	内 容	時 間	単 位	単 価	費 用 総 額	給 付 費 負 担 額	利 用 者 負 担 額		
重度訪問介護	基本額 (A)	1 時間未満	186	10.72	1,993	1,794	199		
		1時間以上1時間30分未満	277	10.72	2,969	2,673	296		
		1時間30分以上2時間未満	369	10.72	3,955	3,560	395		
		2時間以上2時間30分未満	461	10.72	4,941	4,447	494		
		2時間30分以上3時間未満	553	10.72	5,928	5,336	592		
		3時間以上3時間30分未満	644	10.72	6,903	6,213	690		
		3時間30分以上4時間未満	736	10.72	7,889	7,101	788		
		4時間以上8時間未満	821単位+30分ごとに85単位加算						
		8時間以上12時間未満	1505単位+30分ごとに85単位加算						
		12時間以上16時間未満	2184単位+30分ごとに81単位加算						
		16時間以上20時間未満	2834単位+30分ごとに86単位加算						
		20時間以上24時間未満	3520単位 + 80単位/30分						
		加算額	特定事業所加算 (B)	加算 I (B) = (A) × 20%		加算 II (B) = (A) × 10%		なし	
処遇改善加算 I (C)	C = (A+B) × 34.3%								
対応時 加算額	移動加算	1時間未満：100単位、1時間以上1時間30分未満：125単位、1時間30分以上2時間未満：150単位 2時間以上2時間30分未満：175単位、2時間30分以上3時間未満：200単位、3時間以上：250単位							
	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合	所定単位数 × 25%						
	深夜加算	深夜(22時～翌6時)に訪問した場合	所定単位数 × 50%						
	初回加算	初回サービス時の加算	200	10.72	2,144	1,930	214		
	緊急時加算	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合	100	10.72	1,072	965	107		
	移動介護緊急時加算	利用者からの要請により緊急の移動訪問介護を行った場合(1日につき)	240	10.72	2,572	2,315	257		
	2人の訪問介護員によるサービス提供		所定単位数の200%						

* サービス提供場所が実施地域を超えた場合、交通費（3. 交通費、参照）が発生します。

2. 障害福祉給付枠外のサービス(自費等によるサービス)

項 目	内 容	利 用 者 負 担 額
重度訪問介護相当サービス	自費サービスや支給決定量を超えてサービスを利用したい場合など、障害福祉サービス給付枠外のサービス料金です。	1 の費用総額 (A+B+C+対応時加算)と 同額
加算	早朝・夜間・ 深夜・初回・ 緊急時・2人対応 同 上	

* サービス提供場所が実施地域を超えた場合、交通費（3. 交通費、参照）が発生します。

3. 交通費

当事業所の通常の事業の実施地域（*）にお住まいの方は無料ですが、 それ以外の地域にお住まいの方は、次の交通費がかかります。	
①電車バスの場合	: 通常の事業の実施地域を超えた分にかかる電車バス料金等の実費
②自動車の場合	: 通常の事業の実施地域を越えてから、概ね1km当り 50円（片道）
(*) 通常の事業実施区域	: 横須賀市、三浦市、三浦群葉山町、横浜市（金沢区・港南区）

株式会社ピーすけあ・ホームヘルプセンター
障害福祉サービス料金表（3）同行援護

1. 同行援護費用

令和6年6月1日

種別	時間	単位	単価	費用 総額	公費 負担額	利用者 負担額	
基本額（A）	30分未満	191	10.72	2,047	1,843	204	
	30分以上1時間未満	302	10.72	3,237	2,914	323	
	1時間以上1時間30分未満	436	10.72	4,673	4,206	467	
	1時間30分以上2時間未満	501	10.72	5,370	4,833	537	
	2時間以上2時間30分未満	566	10.72	6,067	5,461	606	
	2時間30分以上3時間未満	632	10.72	6,775	6,098	677	
	3時間以上	697単位 + 66単位/30分					
	障害支援区分3に該当する者の場合	所定単位数×20%					
	障害支援区分4以上に該当する者の場合	所定単位数×40%					
加算額	特定事業所加算Ⅱ（B）	B = (A) × 10%					
	特定処遇改善加算（C）	C = (A+B) × 41.7%					
対応時 加算額	早朝・夜間加算	早朝（6時～8時）又は 夜間（18時～22時）に 訪問した場合	所定単位数×25%				
	深夜加算	深夜（22時～翌6時）に訪問した場合	所定単位数×50%				
	初回加算	初回サービス時の加算	200	10.72	2,144	1,930	214
	緊急時加算	利用者からの要請により 緊急の訪問介護を行った場合	100	10.72	1,072	965	107
	2人の訪問介護員によるサービス提供	所定単位数の200%					

*）サービス提供場所が実施地域を超えた場合、交通費（3. 交通費、参照）が発生します。

2. 障害福祉給付枠外のサービス（自費等によるサービス）

項目	内容	利用者負担額
同行援護相当サービス	自費サービスや支給決定量を超えてサービスを利用したい場合など、障害福祉サービス給付枠外のサービス料金です。	1の費用総額 (A+B+C+対応時 加算)と同額
加算 早朝・夜間・ 深夜・初回・ 緊急時・2人対応	同上	

*）サービス提供場所が実施地域を超えた場合、交通費（3. 交通費、参照）が発生します。

3. 交通費

当事業所の通常の事業の実施地域（*）にお住まいの方は無料ですが、 それ以外の地域にお住まいの方は、次の交通費がかかります。	
①電車バスの場合	: 通常の事業の実施地域を超えた分にかかる電車バス料金等の実費
②自動車の場合	: 通常の事業の実施地域を越えてから、概ね1km当り 50円（片道）
（*）通常の事業実施区域	: 横須賀市、三浦市、三浦群葉山町、横浜市（金沢区・港南区）

株式会社びーすけあ・ホームヘルプセンター
障害福祉サービス料金表（４）行動援護

1. 行動援護費用

令和6年6月1日

種別	内容	時間	単位	単価	費用 総額	介護保険 負担額	利用者 負担額	その他の 費用
基本額 (A)		30分未満	288	10.72	3,087	2,779	308	*) 実施地域 で交通費が掛 かる場合 (3. 交通費 参照) があり ます。
		30分以上1時間未満	437	10.72	4,684	4,216	468	
		1時間以上1時間30分未満	619	10.72	6,635	5,972	663	
		1時間30分以上2時間未満	762	10.72	8,168	7,352	816	
		2時間以上2時間30分未満	905	10.72	9,701	8,731	970	
		2時間30分以上3時間未満	1,047	10.72	11,223	10,101	1,122	
		3時間以上3時間30分未満	1,191	10.72	12,767	11,491	1,276	
		3時間30分以上4時間未満	1,334	10.72	14,300	12,870	1,430	
		4時間以上4時間30分未満	1,479	10.72	15,854	14,120	1,568	
		4時間30分以上5時間未満	1,623	10.72	17,398	15,531	1,725	
		5時間以上5時間30分未満	1,764	10.72	18,910	16,953	1,883	
		5時間30分以上6時間未満	1,904	10.72	20,410	18,365	2,040	
		6時間以上6時間30分未満	2,046	10.72	21,933	19,796	2,199	
		6時間30分以上7時間未満	2,192	10.72	23,498	21,207	2,356	
		7時間以上7時間30分未満	2,340	10.72	25,084	22,576	2,508	
	7時間30分以上	2,485	10.72	26,639	23,976	2,663		
加算額	特定事業所加算 (B)		B = (A) × 20%					
	処遇改善加算 I (C)		C = (A + B) × 38.2%					
対応時 加算額	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は 夜間(18時～22時)に 訪問した場合	所定単位数×25%					
	深夜加算	深夜(22時～翌6時)に訪問し た場合	所定単位数×50%					
	初回加算	初回サービス時の加算	200	10.72	2,144	1,930	214	1 回当りの 費用
	緊急時加算	利用者からの要請に より緊急の訪問介護 を行った場合	100	10.72	1,072	965	107	
	2人の訪問介護員によるサービス提供		所定単位数の200%					

*) サービス提供場所が実施地域を超えた場合、交通費（3. 交通費、参照）が発生します。

2. 障害福祉給付枠外のサービス(自費等によるサービス)

項目	内容	利用者負担額
行動援護相当サービス	自費サービスや支給決定量を超えてサービスを利用したい場合など、障害福祉サービス給付枠外のサービス料金です。	1の費用総額 (A+B+C+対応時加算) と同額
加算	早朝・夜間・ 深夜・初回・ 緊急時・2人対応	
	同上	

*) サービス提供場所が実施地域を超えた場合、交通費（3. 交通費、参照）が発生します。

3. 交通費

当事業所の通常の事業の実施地域（*）にお住まいの方は無料ですが、 それ以外の地域にお住まいの方は、次の交通費がかかります。	
①電車バスの場合	: 通常の事業の実施地域を超えた分にかかる電車バス料金等の実費
②自動車の場合	: 通常の事業の実施地域を越えてから、概ね1km当り 50円(片道)
(*) 通常の事業実施区域	: 横須賀市、三浦市、三浦群葉山町、横浜市(金沢区・港南区)

株式会社ピーすけあ・ホームヘルプセンター

・横須賀市地域生活支援事業 費用

令和6年6月1日

種 別	内 容	時 間	単 位	単 価	費 用 総 額	給 付 費 負 担 額	利 用 者 負 担 額
基本額	基本型	30分未満	180	10.0	1800	1620	180
		30分以上 1時間未満	260	10.0	2,600	2,340	260
		1時間30分以上 1時間30分未満	340	10.0	3,400	3,060	340
		1時間30分以上2時間未満	420	10.0	4,200	3,780	420
		2時間以上2時間30分未満	500	10.0	5,000	4,500	500
		2時間30分以上3時間未満	580	10.0	5,800	5,220	580
		3時間以上3.5時間未満	660	10.0	6,600	5,940	660
		以後30分増すごとに	80	10.0	800	720	80
	加算型	30分未満	205	10.0	2,050	1,845	205
		30分以上 1時間未満	310	10.0	3,100	2,790	310
		1時間30分以上 1時間30分未満	415	10.0	4,150	3,735	415
		1時間30分以上2時間未満	520	10.0	5,200	4,680	520
		2時間以上2時間30分未満	625	10.0	6,250	5,625	625
		2時間30分以上3時間未満	730	10.0	7,300	6,570	730
3時間以上3.5時間未満		835	10.0	8,350	7,515	835	
以後30分増すごとに	105	10.0	1,050	945	105		
加算額	2人の訪問介護員によるサービス提供		所定単位数の200%				

・横浜市地域生活支援事業 費用

令和6年6月1日

種 別	内 容	時 間	単 位	単 価	費 用 総 額	給 付 費 負 担 額	利 用 者 負 担 額	
基本額	実施時間	30分未満	258	10.00	2,580	2,322	258	
		30分以上 1時間未満	413	10.00	4,130	3,717	413	
		1時間以上 1時間30分未満	567	10.00	5,670	5,103	567	
		1時間30分以上2時間未満	653	10.00	6,530	5,877	653	
		2時間以上2時間30分未満	739	10.00	7,390	6,651	739	
		2時間30分以上3時間未満	826	10.00	8,260	7,434	826	
		3時間以上3時間30分未満	911	10.00	9,110	8,199	911	
		3時間30分以上4時間未満	997	10.00	9,970	8,973	997	
		4時間以上4時間30分未満	1,083	10.00	10,830	9,747	1,083	
		4時間30分以上5時間未満	1,168	10.00	11,680	10,512	1,168	
	以降、横浜市地域生活支援サービス費・サービスコード一覧表R5年4月版による							
	基本額	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合30分ごとに	23	10	230	207	23
		深夜加算	深夜(22時～翌6時)に訪問した場合30分ごとに	46	10	460	414	46
	加算額		2人の訪問介護員によるサービス提供		所定単位数の200%			

* 交通費

<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用中のヘルパーの交通費はご利用者負担となります。 ・当事業所の通常の事業の実施地域(*)にお住まいの方は無料ですが、 <ul style="list-style-type: none"> ①電車バスの場合 : 通常の事業の実施地域を超えた分にかかる電車バス料金等の実費 ②自動車の場合 : 通常の事業の実施地域を越えてから、概ね1km当り 50円(片道)
(*) 通常の事業実施区域 : 横須賀市、三浦市、三浦群葉山町、横浜市(金沢区・港南区)